

図 4.2.7-9 景観形成地域指定状況

凡 例

<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	都市計画対象道路事業実施区域	<span style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;"> </span>	都市景観形成地区
<span style="background-color: #ccc; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	国内線旅客ターミナル	<span style="background-color: #ff9999; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	福岡市景観計画
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	福岡空港	<span style="background-color: #ff9999; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	都心ゾーン
<span style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;"> </span>	市町村界	<span style="background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	一般市街地ゾーン
<span style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;"> </span>	区界	<span style="background-color: #99cc99; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	山の辺・田園ゾーン
		<span style="background-color: #996633; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	歴史・伝統ゾーン

1:25,000



出典:「福岡市景観計画」(平成28年3月 福岡市) (施行日平成28年10月1日)  
「福岡都市計画用途地域図」(平成27年4月 福岡市)

## (10) 文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等

事業実施区域周囲における「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月法律第 214 号 最終改正 平成 26 年法律第 69 号), 「福岡県文化財保護条例」(昭和 30 年 4 月条例第 25 号 最終改正 平成 16 年条例第 65 号), 「福岡市文化財保護条例」(昭和 48 年 3 月条例第 33 号 最終改正 平成 24 年条例第 37 号)に基づく史跡・名勝・天然記念物等の指定状況は表 4.2.7-21 に示すとおりであり, その分布状況は図 4.2.7-10 に示すとおりである。

また, 事業実施区域周囲に分布する「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財包蔵地の分布状況は表 4.2.7-22 及び図 4.2.7-11 に示すとおりである。

なお表 4.2.7-23 に示すとおり, 過年度における福岡空港の埋蔵文化財発掘調査において, 水田, 弥生土器, 土製品及び木製品等の遺構・遺物が発見されている。

表 4.2.7-21(1) 事業実施区域周囲における指定文化財等の内容

市	区分	国指定	県指定	市町指定
福岡市 博多区	建造物	1	2	5
	史跡	4	1	6
	名勝			
	天然記念物		1	
福岡市 東区	建造物	1	1	
	史跡	1	1	
	名勝			
	天然記念物			
志免町	建造物			
	史跡			1
	名勝			
	天然記念物			
粕屋町	建造物			
	史跡			2
	名勝			
	天然記念物			6

出典: 「平成 27 年度版 教育要覧」(平成 27 年 10 月 福岡市教育委員会)

「福岡県の文化財」(福岡県ホームページ, <http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/bunka/index.asp>)

「福岡市の文化財」(福岡市経済観光文化局ホームページ,

<http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>)

「福岡県教育委員会文化財保護課資料」

「志免町の史跡・文化財」(志免町ホームページ, <http://www.town.shime.lg.jp/site/bunkazai/>)

「粕屋町指定文化財」(粕屋町ホームページ,

<http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/chiiki/rekishi/shiteibunkazai/index.html>)

表 4.2.7-21(2) 事業実施区域周囲における指定文化財等の内容

番号	名称	指定	種別	所在
1	元寇防塁（地蔵松原地区）	国指定	史跡	福岡市東区筥松4丁目1, 箱崎6丁目8
2	筥崎宮鳥居, 拝殿, 本殿, 楼門	国指定	建造物	福岡市東区筥崎1-22-1
3	住吉神社本殿	国指定	建造物	福岡市博多区住吉3-1-51
4	金隈遺跡	国指定	史跡	福岡市博多区金隈字觀音浦, 字日浦
5	聖福寺, 聖福寺境内	国指定	史跡	福岡市博多区御供所町6-1
6	比恵遺跡	国指定	史跡	福岡市博多区博多駅南5-12
7	板付遺跡	国指定	史跡	福岡市博多区板付2,3
8	石造九重塔（相輪欠）	県指定	建造物	福岡市東区箱崎6
9	崇福寺唐門, 山門	県指定	建造物	福岡市博多区千代4
10	枯野塚	県指定	史跡	福岡市東区馬出5-228
11	櫛田の銀杏	県指定	天然記念物	福岡市博多区上川端町1-41
12	福岡県立福岡高等学校校舎	県指定	建造物	福岡市博多区堅粕一丁目29-1
13	比恵遺跡群	県指定	史跡	福岡市博多駅南4丁目
14	東長寺六角堂	市指定	建造物	福岡市博多区御供所町2-4
15	住吉神社能楽殿	市指定	建造物	福岡市博多区住吉3-1-51
16	博多町家ふるさと館 (旧三浦家住宅)	市指定	建造物	福岡市博多区冷泉町6-10
17	旧三浦家住宅	市指定	建造物	福岡市博多区冷泉町6-10
18	東光院境内	市指定	史跡	福岡市博多区吉塚3-20-37
19	九州鉄道発祥の碑	市指定	史跡	福岡市博多区吉塚3丁目20番37号
20	福岡藩主黒田家墓所	市指定	史跡	福岡市博多区御供所町2-4
21	福岡藩主黒田家墓所	市指定	史跡	福岡市博多区千代四丁目7-79
22	那珂遺跡	市指定	史跡	福岡市博多区那珂6-316, 17
23	那珂八幡古墳	市指定	史跡	福岡市博多区那珂1-44
24	承天寺開山堂, 唐門, 鐘楼	市指定	建造物	福岡市博多区博多駅前一丁目29-9
25	龜山石棺	町指定	史跡	福岡県糟屋郡志免町別府二丁目98-2
26	奉書写大乘妙典 一石一字経供養塔	町指定	史跡	福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原
27	阿弥陀三尊梵字板碑	町指定	史跡	福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原
28	志賀神社のクスノキ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原
29	伊賀薬師堂のクスノキ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原
30	戸原天神森のクスノキ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原
31	熊野神社のフジ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋
32	熊野神社のスダジイ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋
33	袖須区のゴヨウマツ	町指定	天然記念物	福岡県糟屋郡粕屋町大字袖須

出典：「平成27年度版 教育要覧」（平成27年10月 福岡市教育委員会）

「福岡県の文化財」（福岡県ホームページ, <http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/bunka/index.asp>）

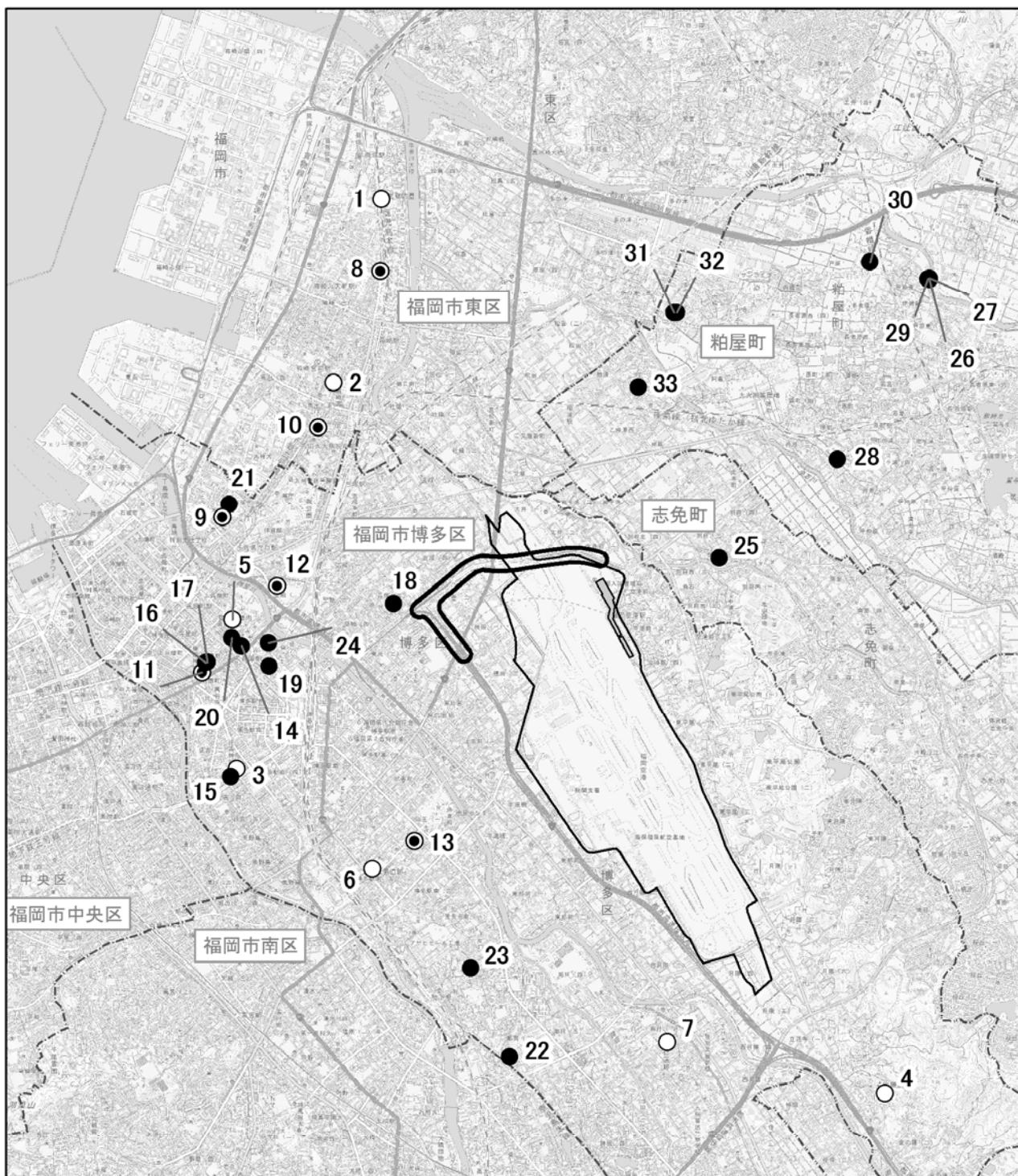
「福岡市の文化財」（福岡市経済観光文化局ホームページ, <http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>）

「福岡県教育委員会文化財保護課資料」

「志免町の史跡・文化財」（志免町ホームページ, <http://www.town.shime.lg.jp/site/bunkazai/>）

「粕屋町指定文化財」（粕屋町ホームページ,

<http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/chiiki/rekishi/shiteibunkazai/index.html>）

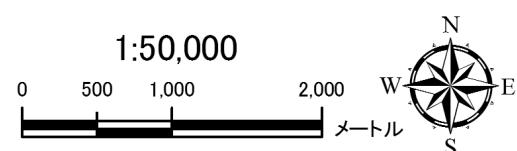


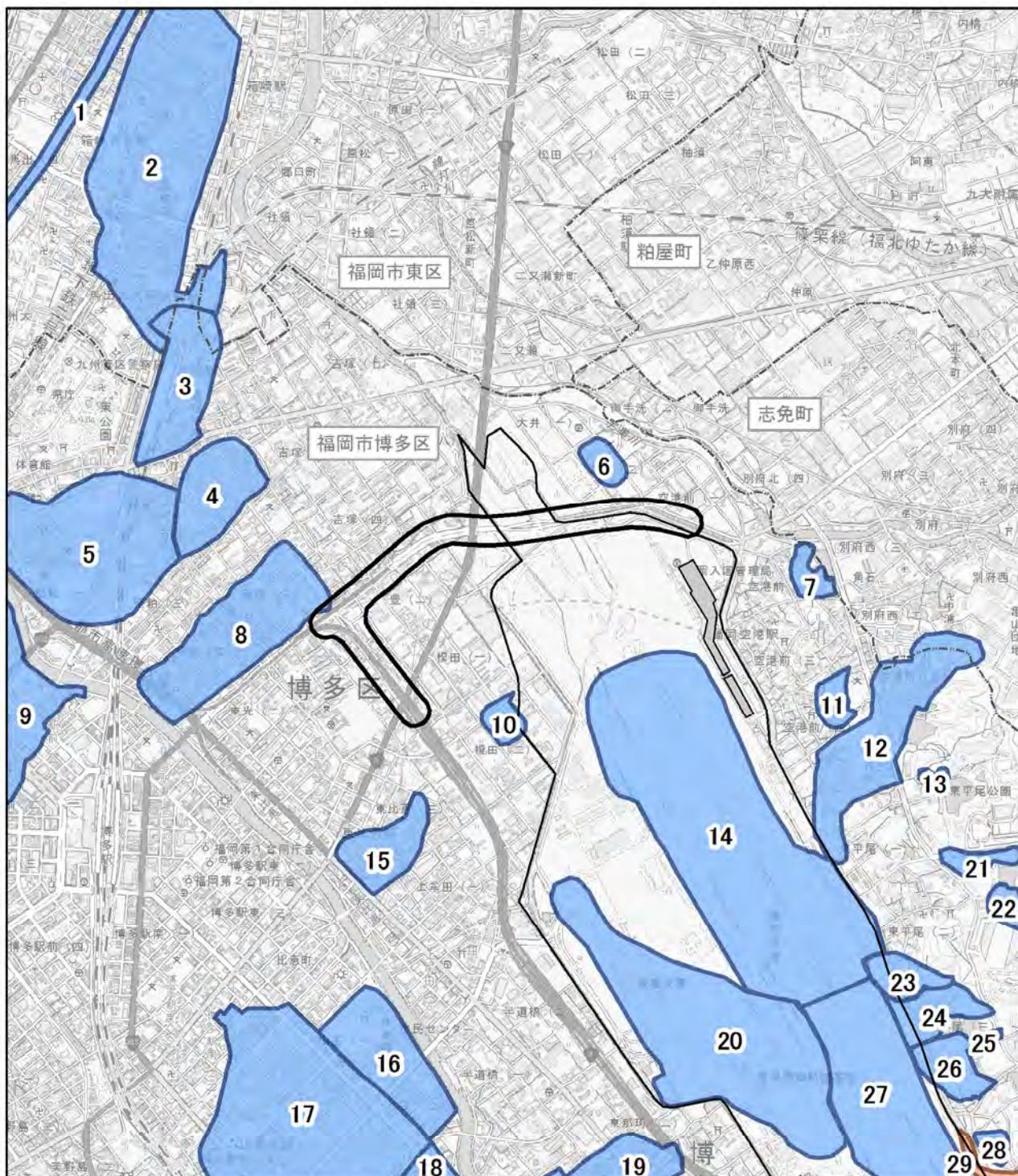
### 凡 例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 国内線旅客ターミナル
- 福岡空港
- 市町村界
- 区界
- 文化財(国指定)
- ◎ 文化財(県指定)
- 文化財(市・町指定)

図 4.2.7-10 文化財位置図

出典: 「平成27年度版 教育要覧」(平成27年10月 福岡市教育委員会)  
 「福岡県の文化財」(福岡県ホームページ)  
 「福岡市の文化財」(福岡市経済観光文化局ホームページ)  
 「福岡県教育委員会文化財保護課資料」  
 「志免町の史跡・文化財」(志免町ホームページ)  
 「粕屋町指定文化財」(粕屋町ホームページ)





#### 凡 例

<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	都市計画対象道路事業実施区域	埋蔵文化財包蔵地
<span style="background-color: #ccc; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	国内線旅客ターミナル	<span style="background-color: #6699FF; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 遺跡
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	福岡空港	<span style="background-color: #CC6633; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 古墳
<span style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	市町村界	
<span style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	区界	

図 4.2.7-11 埋蔵文化財包蔵地の分布位置

出典：「福岡市経済観光文化局文化財部文化財保護課資料」  
 (平成27年10月 福岡市経済観光文化局)  
 「福岡市文化財分布地図」(平成28年4月 福岡市教育委員会)

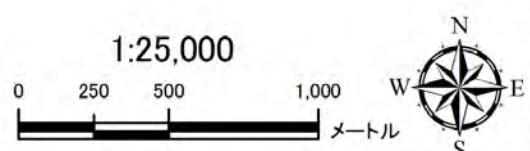


表 4.2.7-22 事業実施区域周囲における周知の埋蔵文化財包蔵地

番号	名 称
1	元寇防塁
2	箱崎遺跡
3	吉塚本町遺跡
4	吉塚祝町遺跡
5	堅粕遺跡
6	大井遺跡
7	下臼井遺跡
8	吉塚遺跡
9	博多遺跡群
10	榎田遺跡
11	上臼井遺跡
12	席田青木遺跡
13	松崎遺跡
14	上牟田遺跡
15	東比恵3丁目遺跡
16	山王遺跡
17	比恵遺跡群
18	那珂遺跡群
19	東那珂遺跡
20	雀居遺跡
21	中尾遺跡
22	貝花尾遺跡
23	久保園遺跡
24	席田大谷遺跡
25	宝満尾古墳
26	宝満尾遺跡
27	上月隈D遺跡
28	狐塚遺跡
29	水町古墳

出典：「福岡市文化財分布地図」（平成28年4月  
福岡市教育委員会）

表 4.2.7-23 福岡空港での過去の埋蔵文化財発掘調査における遺構・遺物

遺跡名	所在地	主な時代	主な遺構	主な遺物
久保園遺跡	福岡市東区 東平尾	弥生時代 古墳時代 古代	堀立柱建物, 溝, 井戸, 水田, 水路	弥生土器, 土師器, 須恵器, 土製品, 石製品, 木製品
下月隈 C 遺跡群	福岡市博多区 月隈	弥生時代 古墳時代 古代～中世	井戸, 柵列, 杭列, 溝, 堤, 水田	弥生土器, 土師器, 須恵器, 陶磁器, 土製品, 石製品, 木製品
雀居遺跡	福岡市博多区 半道橋	弥生時代 古墳時代 古代～中世	堀立柱建物, 溝, 井戸, 水田	弥生土器, 土師器, 須恵器, 土製品, 石製品, 木製品, 甕棺

出典：「久保園遺跡 4－第 4 次調査報告－福岡市埋蔵文化財調査報告書第 1148 集」(福岡市教育委員会)

「下月隈 C 遺跡IV－福岡空港周辺整備工事に伴う下月隈 C 遺跡第 5 次発掘調査報告－福岡市埋蔵文化財発掘調査報告書第 795 集」(福岡市教育委員会)

「福岡空港西側整備に伴う埋蔵文化財調査報告 雀居 9 福岡市埋蔵文化財調査報告書第 748 集」(福岡市教育委員会)

## (11) 防災関係の法令等による指定状況

### 1) 急傾斜地崩壊危険区域

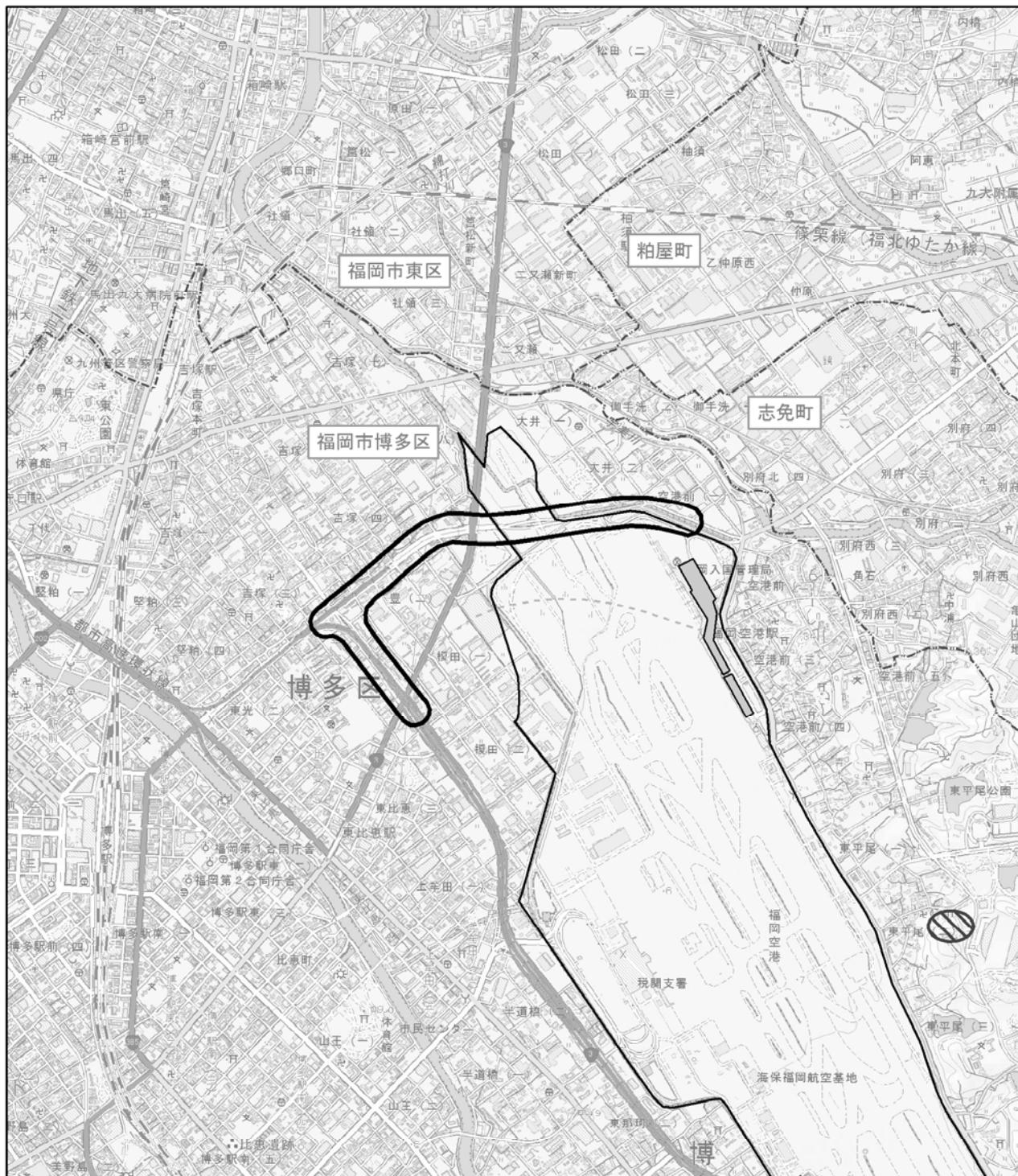
事業実施区域周囲においては「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 57 号 最終改正 平成 17 年法律第 82 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域は福岡市が指定されており、その位置は図 4.2.7-12 に示すとおりである。

### 2) 砂防指定地

事業実施区域周囲においては「砂防法」(明治 30 年 3 月法律第 29 号 最終改正 平成 25 年法律第 76 号)に基づく砂防指定地は指定されていない。

### 3) 地すべり防止区域

事業実施区域周囲においては「地すべり等防止法」(昭和 33 年 3 月法律第 30 号 最終改正 平成 26 年法律第 69 号)に基づく地すべり防止区域は指定されていない。



凡 例

-  都市計画対象道路事業実施区域
  -  国内線旅客ターミナル
  -  福岡空港
  -  市町村界
  -  区界
  -  急傾斜地崩壊防止区域

図 4.2.7-12 急傾斜地崩壊危険区域指定状況

出典:「福岡県土整備事務所管内図」(平成26年3月 福岡県土整備事務所)

1:25.000

A horizontal scale with numerical markings at 0, 250, 500, and 1,000. A vertical tick mark is present at the 250 position.



#### 4.2.8 その他の事項

##### (1) 公害苦情件数

福岡県における公害苦情件数の状況は、表 4.2.8-1 に示すとおりである。平成 26 年度に県内で受け付けられた公害の総苦情件数は 2,997 件あり、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壤汚染）に係る件数は 1,820 件で、大気汚染が 680 件と最も多かった。

福岡市における公害苦情相談件数の状況は、表 4.2.8-2 に示すとおりである。平成 26 年度に市内で受け付けられた公害の総苦情件数は 427 件あり、騒音が 209 件と最も多かった。

表 4.2.8-1 福岡県における公害苦情件数(平成 26 年度)

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下 ・土壤汚染	その他	合計
平成 26	680	330	476	32	299	3	1,177	2,997

出典：「平成 27 年版 環境白書」（平成 27 年 12 月 福岡県環境部環境政策課）

表 4.2.8-2 福岡市における公害苦情相談件数(平成 26 年度)

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
平成 26	51	37	209	17	79	34	427

出典：「福岡市統計書（平成 27 年（2015 年）版）」（平成 28 年 3 月 福岡市）

## (2) 地方公共団体等が実施する環境の保全に関する計画

### 1) 福岡県環境総合基本計画

福岡県は、行政の各分野における環境の保全と創造に関する共通認識を形成し、施策相互の連携に資するため、環境政策の長期的な目標と施策の具体的な方向性を明らかにした環境総合基本計画を1995年(平成7年)に、第二次計画を2003年(平成15年)に策定している。

第二次計画の期間中に、「身近な自然の保全・再生」、「水環境の保全」等のテーマにおいては改善が図られたが、「きれいな空気の確保」、「リユース・リサイクルの推進」、「温室効果ガスの排出削減」等においては目標達成には至っていない。これらの課題に加え、地球温暖化の進行による気候変動、資源やエネルギーの確保、地域固有の生態系のかく乱、越境大気汚染などの国境を越えた環境問題など、より深刻化した課題や新たな課題に直面している。このような今日の環境を取り巻く情勢に適切に対応し、福岡県の豊かで安全・安心な環境を将来世代に引き継いでいくため、新たに第三次福岡県環境総合基本計画として2013年(平成25年)に策定し直されている。

第三次福岡県環境総合基本計画では、7つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿とそれを実現するための21のテーマを設けている。また、計画期間は、2013~2017年度(平成25~29年度)とされている。

#### 《7つの柱と21のテーマ》

##### 1 低炭素社会の構築

- ①地球温暖化の緩和、適応のための総合的な対策の推進
- ②省エネルギーの推進
- ③多様な低炭素型エネルギーの確保
- ④温室効果ガス吸収源の確保、長期固定化の推進

指標	現状	平成29年度目標
温室効果ガス排出量 (平成22年度)	5,981万トン (平成22年度)	温暖化対策実行計画 において設定予定

##### 2 循環型社会の構築

- ①資源消費抑制、資源循環利用システムの構築
- ②資源循環利用に関する産業の育成

指標	現状	平成29年度目標	備考
産業廃棄物の排出量、 再生利用率 (平成22年度)	10,689千トン 54%	14,454千トン 61%	廃棄物処理計画改 定期的に再検討予定

### 3 自然共生社会の構築

- ①生物多様性保全・再生のための総合的な対策の推進
- ②自然と調和した基盤整備、まちづくりの推進
- ③自然と調和した農林水産業の推進
- ④多様な機能を有する森林の保全

### 4 健康で快適に暮らせる生活環境の確保

- ①測定・監視体制の構築と状況の把握、情報の提供
- ②廃棄物の適正処理や環境保全への各種対策の実施と情報の提供
- ③越境問題対策の推進

指標	現状	平成 29 年度目標
環境基準の達成率 〔大気、水質、ダイオキシン類、騒音〕	大気 (SPM、NO <sub>2</sub> : 48.6% (全地点)) 水 (BOD、COD : 78.3% (全地点)) ダイオキシン類 (大気、公共用水域 水質、公共用水域底質、地下水、 土壤 : 全項目 100%) 騒音 (自動車騒音 91.1%) (平成 23 年度)	環境基準の達成・維持を図る

### 5 国際環境協力の推進

- ①環境関連技術・ノウハウを活用した国際協力の推進
- ②民間国際環境協力の促進

### 6 よりよい環境を実現するための地域づくり・人づくり

- ①地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進
- ②環境を考えて行動する人づくりの推進

### 7 環境負荷を低減する技術・産業の振興

- ①環境関連技術の実用化・普及、環境関連産業の振興、海外展開の支援
- ②エコタウンを核とした環境関連産業の拠点化
- ③クリーンエネルギーの普及、関連産業の育成
- ④環境に配慮した農林水産業の振興

## 2) 福岡県廃棄物処理計画

福岡県では、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、平成24年3月に平成27年度までを計画期間とする「福岡県廃棄物処理計画」を策定している。

この計画では環境分野における基本計画である福岡県環境総合基本計画を支える計画として、3R（排出抑制、再使用、再生利用）を推進し、さらに、廃棄物の適正な処理を行うことにより福岡県が目指す循環型社会の形成を実現するために、廃棄物行政の分野における諸施策を整理して提示している。

### 《一般廃棄物の平成27年度の目標》

1 ごみ総排出量：平成20年度比約11%減（1,734千t） ※ 平成20年度に国の目標（平成19年度比5%減）を達成済み。過去の実績に基づき、今後の削減努力を前提に将来の目標値を設定。		
2 再生利用率：ごみ総排出量の25%（434t）（国と同じ。）		
3 最終処分量：平成20年度比10%減（204千t）（国と同じ。）		
区分	本県の 27年度目標値	国の 27年度目標値
ごみ総排出量の増減率（20年度比）	-11%	0%
再生利用率（ごみ総排出量比）	25%	25%
最終処分量の増減率（20年度比）	-10%	-10%

### 《産業廃棄物の平成27年度の目標》

1 排出量：平成20年度比5%増（14,454千t）（国と同じ。）
2 再生利用率：排出量の61%（8,817千t） ※ 本県の平成20年度実積と同じ。
3 最終処分量：平成20年度比6%増（1,058千t）（国と同じ。）

区分	本県の 27年度目標値	国の 27年度目標値
排出量の増減率（20年度比）	+5%	+5%
再生利用率（排出量比）	61%	53%
最終処分量の増減率（20年度比）	+6%	+6%

### 3) 福岡市環境基本計画（第三次）

福岡市では、「福岡市環境基本条例」(平成 8 年 9 月 26 日 条例第 41 号)に基づき「福岡市環境基本計画」を策定している。この計画は、「福岡市基本計画」を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」と並んで、環境分野における部門別計画・指針等として位置づけられる計画である。平成 9 年に環境基本計画(第一次)，平成 18 年に環境基本計画(第二次)を策定し，平成 26 年に環境基本計画(第三次)を策定している。

この計画では、「めざすまちの姿」「環境施策の分野別のまちの姿」の実現に向けて、市民・事業者・行政など各主体が、それぞれの果たすべき責務と公平な役割分担の下、自主的かつ積極的な取組みを進めていく方向性を示している。また、環境基本条例第 7 条第 6 項に基づき策定された部門別計画の上位計画となる。

#### 《施策の体系》



#### 4) 福岡市環境配慮指針（改訂版）

福岡市では、「福岡市環境基本計画」に示す環境像「ときを超えて人が環境と共に生きるまち」を実現するために、公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業の「構想」「計画」「実施」に当たり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するための指針として「福岡市環境配慮指針 改訂版」（平成19年2月）を策定している。

この指針では、自然的・社会的条件を考慮して、市域を大きく4つのゾーンに区分し、各ゾーンの特性に従い、それぞれの地域で必要な環境配慮の方向を示している。

##### 《ゾーン別環境配慮方向》

###### 内陸部

『人が日常の中で身近な生きものと出会える、自然とのふれあいにあふれるまち』

##### 《事業別環境配慮事項》

###### 交通基盤整備事業

###### A 生物の多様性

- ①生物の生息・生育地の保全
- ②周辺樹林地の保全
- ③生物の生息・生育条件への影響の軽減
- ④動物の移動経路の確保
- ⑤小動物の行動習性に配慮した付帯施設の設置
- ⑥生物の生息環境に広がりを持たせる
- ⑦貴重種・希少種の保存
- ⑧外来種の侵入防止
- ⑨植栽管理
- ⑩生物の生息状況の調査

###### B 地形・景観・自然とのふれあい等

- ①地形の改变の最小化
- ②周辺の自然景観との調和
- ③良好な自然景観の創出
- ④周辺の都市景観との調和
- ⑤良好な沿道景観の整備
- ⑥市民のレクリエーション活動を考慮した施設の整備
- ⑦良好な音環境の創出

###### C 生活環境・廃棄物・環境への負荷

- ①車両通行に伴う騒音・振動、排ガス、粉じんの影響軽減
- ②施工時の騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生・拡散の抑制又は防止
- ③資材の再利用の推進
- ④建設副産物の発生抑制及び適正処分
- ⑤ヒートアイランド現象の影響軽減
- ⑥周辺住環境への配慮
- ⑦建築物の解体時の注意
- ⑧歩行者の安全
- ⑨周辺地域の交通流に与える影響軽減

## 5) 新循環のまち・ふくおか基本計画(第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画)

福岡市では、平成16年12月に第3次の一般廃棄物処理基本計画となる「循環のまち・ふくおか基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向け、ごみの削減目標を掲げるとともに、市の特性を踏まえ、市民・事業者と共に働くことによって、3Rの推進に取り組んできた。

第4次計画においては、地球温暖化防止への配慮や循環型社会ビジネス振興など新たな視点も加味して、新たに、ごみ減量・リサイクルの数値目標を設定し、その達成に向けた重点施策として、家庭ごみについては、2R(リデュース・リユース)に重点をおいた3Rの意識向上と行動促進のための啓発を行うとともに、事業系ごみについては、資源化の余地があるごみの減量・資源化を促進することを目的としている。

### ア. 計画の概要

#### ア) 目標年次

西部工場の更新時期(平成39年)、人口のピーク予測(平成35年)、循環型社会形成推進基本法に基づく第2次循環型社会形成推進基本計画による中長期的なイメージの時期(平成37年)を考慮して、平成21年度を基準年次とし、計画期間を平成24年度から平成37年度までの14年間としている。また、平成27年(第1次)、平成32年(第2次)に中間目標を設定している。

#### イ) 基本方針

「元気が持続する循環のまち・ふくおか」の実現に向け、次の3つの基本方針に基づき取り組む。

- ①循環型社会づくりのさらなる推進
- ②処理の優先順位に基づく適正処理の推進
- ③持続可能な社会の実現に向けた施策の推進

### イ. 計画の目標

本計画の数値目標として、ごみ処理量を平成21年度の約58万トンから約11万トン削減し、平成37年度には約47万トン以下となることを目指す。

また、ごみのリサイクル率は平成21年度の28%から10ポイント向上させ、平成37年度には38%以上となることを目指す。

さらに、ごみ減量に向けた3Rの取組状況及びごみの適正処理の取組状況について、多面的に把握し、これを施策に反映させるため、6つの取組指標(3R率、3R実践度、有害廃棄物分別の実践度、家庭ごみの容積、埋立処分量、温室効果ガス排出量)を設定する。

### ウ. 施策展開

目標達成に向け、以下に示す「4つの柱」を連携させた施策を展開する。

- ①市民・事業者の自主的・自発的な取組みの促進
- ②3Rの基盤整備
- ③経済的手法の活用
- ④人づくり

## 6) 九州地方における建設リサイクル推進計画 2014

国土交通省では、国および地方公共団体のみならず民間事業者も含めた建設リサイクルの関係者が、今後、中期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、建設リサイクルの推進に向けた目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月）を策定している。この建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を基本として、九州地方建設副産物対策連絡協議会が、九州地方の建設リサイクルのより一層の推進を図るため、九州地方における目標値の設定や行動計画を加えた独自の推進計画として、「九州地方における建設リサイクル推進計画 2014」を平成 27 年 3 月に策定している。

この計画では、循環型社会の構築の観点から、以下の目標指標が定められている。

《本計画の目標（九州地域全体）》

対象品目		平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 目標 ( ) 内は全国目標値
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	99.3% 99.0%	99%以上 (99%以上) 99%以上 (99%以上)
建設発生木材 建設汚泥	再資源化・縮減率	92.1% 88.9%	95%以上 (95%以上) 90%以上 (90%以上)
建設混合廃棄物	排出率 再資源化・縮減率	3.0% 49.6%	2.5%以下 (3.5%以下) 50%以上 (60%以上)
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96.3%	96%以上 (96%以上)
建設発生土	建設発生土有効利用率	77.2%	78%以上 (80%以上)

※目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

- ・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

- ・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

## 7) 第5次志免町総合計画

志免町では、平成23年3月に「第5次志免町総合計画」を策定している。急速な高齢化や高度情報化、地球規模での環境への意識の高まり、さらに地方分権の進展と地域主権型社会への移行など、今後の社会・経済情勢の変化や新たな町民ニーズに対応したまちづくりを推進していくために、町民と行政のパートナーシップのもと、町民一人ひとりが輝き、「住んで良かった」「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを目指している。

『将来像：誰もが輝く 住みよい まち～ひと・環境がやさしく結びあう しめ～』

### ◎基本理念

- ・ふるさと意識の高いまち
- ・親しみやすいまち
- ・元気なまち
- ・やさしいまち

### ◎基本目標（施策の大綱）

- ①人と地域がにぎわうまち
- ②未来の担い手と共に育つまち
- ③人にやさしく健やかなまち
- ④自然にやさしいエコのまち
- ⑤安全で快適に暮らせるまち
- ⑥住民と行政が共に創るまち

## 8) 第5次粕屋町総合計画

粕屋町では、平成28年3月に「第5次粕屋町総合計画」を策定している。本計画は「基本構想」（計画期間：平成28年度～平成37年度）と「基本計画」（計画期間：[前期] 平成28年度～平成32年度、[後期] 平成33年度～平成37年度）で構成されている。本計画では、まちの将来像として「心かよいあう スマイルシティかすや」を掲げ、粕屋町に「住みたい人」「住み続けたい人」が増え、粕屋町にかかる人々が笑顔になるように、町民、地域と行政が力をあわせ、新たな時代のまちづくりを目指している。

『将来像：心かよいあう スマイルシティかすや』

### ◎基本理念

「太陽と緑のまち」「協働でつくる安心のまち」

### ◎基本目標

1. つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまち
2. 都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち
3. 誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち
4. 健全で持続可能な行政経営をめざすまち